**○農林水産省告示第九百五十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県飯塚市舎利蔵字有谷一六八九（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百五十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県三島郡出雲崎町大字久田字坊山九九八の一、字合治郎九九九の一から九九九の六まで、九九九の乙

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び出雲崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百六十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県日光市東小来川一〇六四の二、一八八六の二、一八八七の一、一八八七の二、一八九〇の一、一八九〇の二、一八九二、一八九三の一、一八九三の二、一八九四の一、一八九五の一、一八九七、一八九八、一九〇〇から一九〇五まで、一九〇七から一九〇九まで、一九一一から一九一三まで、一九一六から一九二一まで、一九二五から一九二九まで、一九三三から一九三五まで、一九三六の一、一九三八の一、一九四〇の一、一九四一の一、一九四一の二、一九四二、一九四九から一九五二まで、一九五三の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百六十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　愛媛県喜多郡内子町大瀬中央三三三四・三三四六、三四五二、三四五三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大瀬中央三三三四・三三四六・三四五二・三四五三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百六十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　愛媛県西予市城川町窪野二七九三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百六十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岩手県紫波郡紫波町土舘字松木平六六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字松木平六六の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び紫波町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百六十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県長岡市村田二二、二四、五二四、五二五、五三〇、五三二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百六十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県長岡市寺泊夏戸字川西二八三八から二八四八まで、二八五一から二八六一まで、二八六九、二八七一から二八七六まで、二八七七の一、二八七七の二、二八七八から二八八六まで、三六七四、三六七八から三六八三まで、三六八七から三六九六まで

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備